

ケーブルテレビの現状について

平成 22 年 6 月 3 日

総務省 情報流通行政局
衛星・地域放送課
地域放送推進室

ケーブルテレビの施設数及び事業者数



○ 平成22年3月末で、自主放送を行う許可を受けたケーブルテレビの施設数及び事業者数は、それぞれ682施設、535事業者。

※ ケーブルテレビは、許可施設(501端子以上)、届出施設(51から500端子)、小規模施設(50端子以下)の規模による区分や、自主放送の有無による区分があり、類型は多様。

【区分別の施設数及び事業者数】

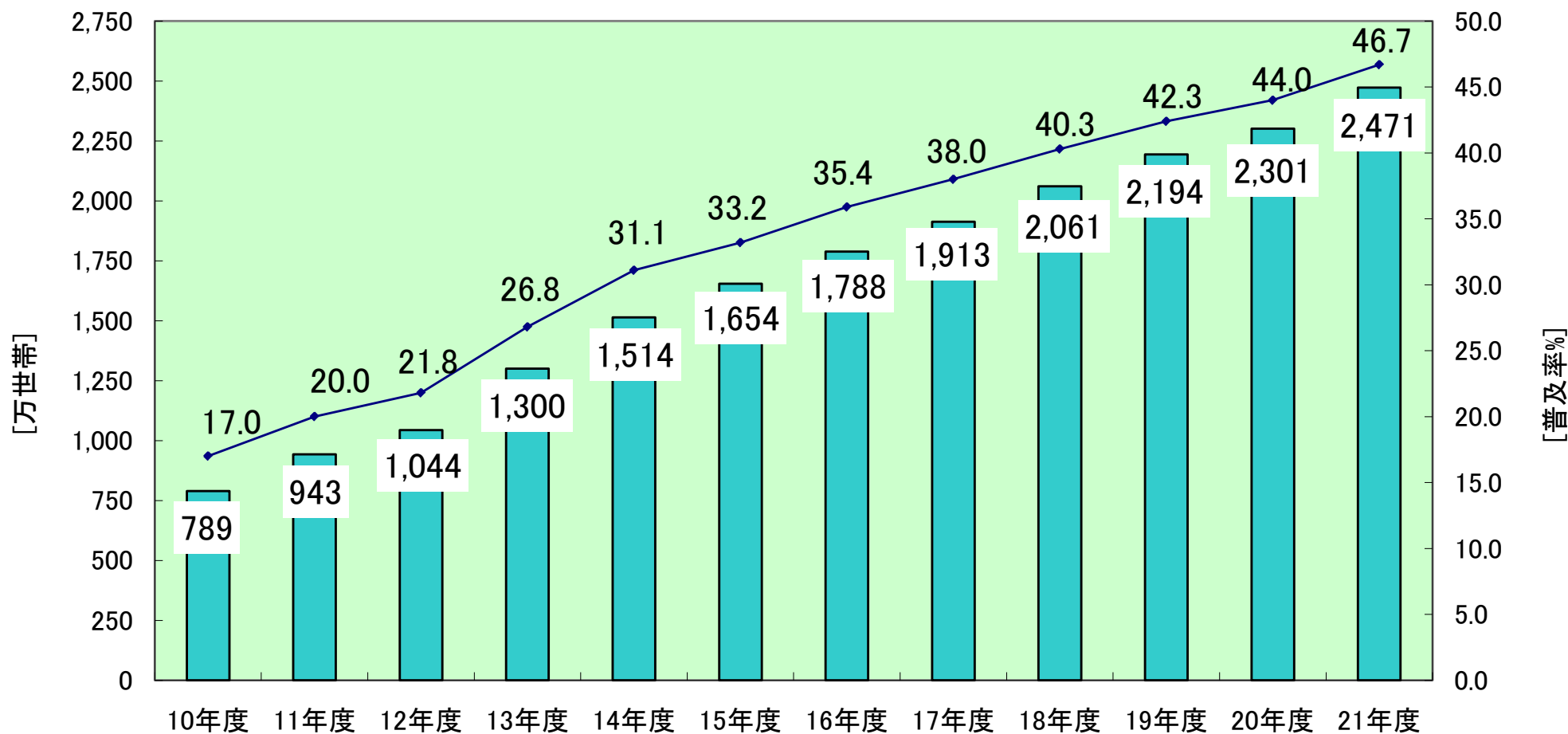
平成22年3月末現在

区 分		施設数	事業者数
ケーブルテレビ全体		76,306	45,695
自主放送を行うもの	許可施設 (501端子以上)	682	535
	届出施設 (500端子以下)	215	140
	小 計	897	675
再送信のみを行うもの	許可施設 (501端子以上)	1,076	536
	届出施設 (51～500端子)	37,236	18,803
	小規模施設 (50端子以下)	37,097	25,681
	小 計	75,409	45,020

ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移

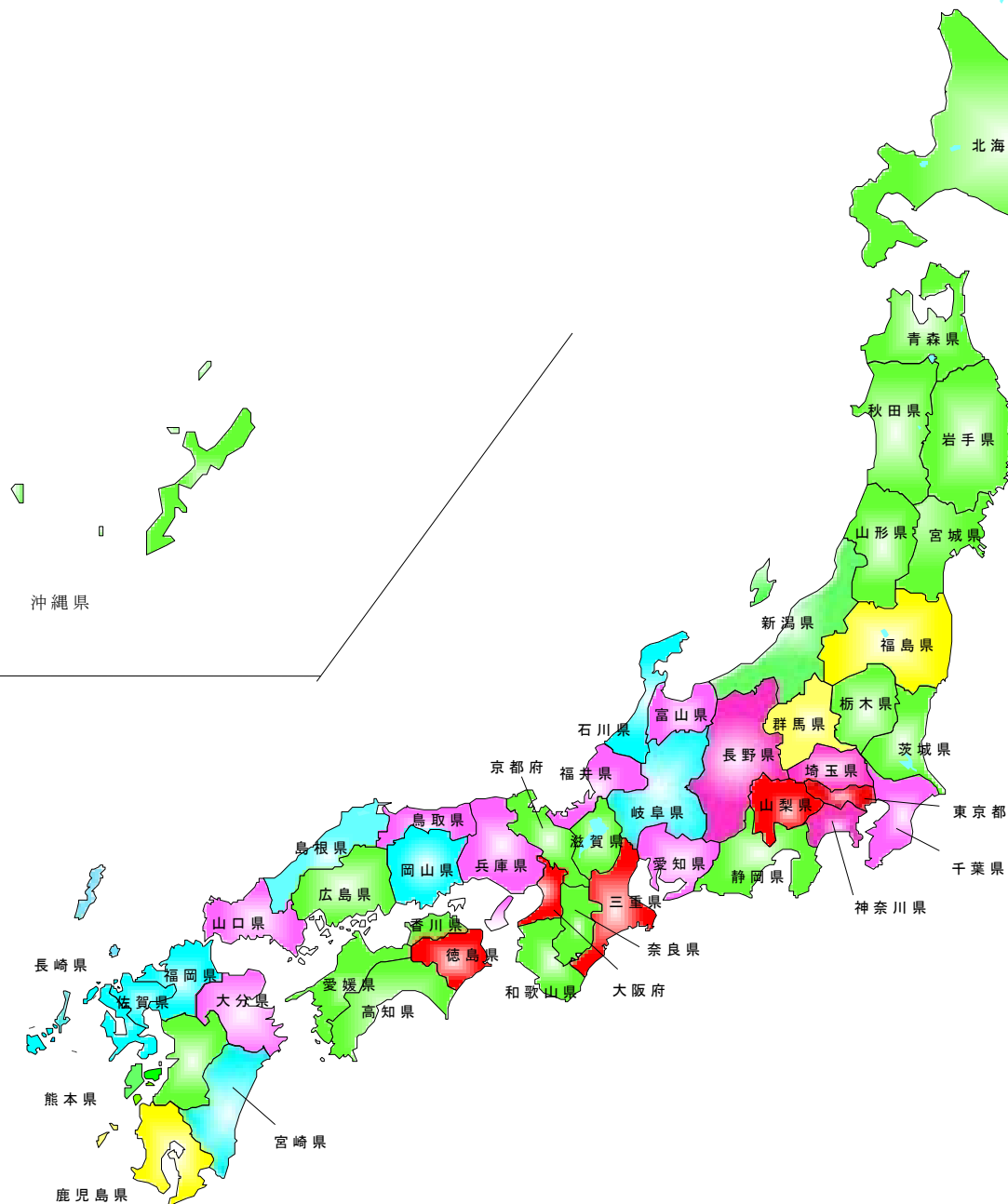


- ・ ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加し、平成22(2010)年3月末には2,471万世帯。
- ・ 普及率は46.7%まで上昇。 ※ 自主放送を行う許可施設

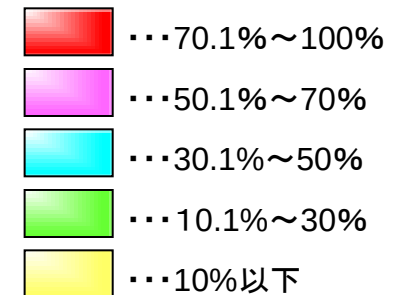


※ 普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

各都道府県におけるケーブルテレビの普及率について



都道府県名	CATV契約者数 世帯比	都道府県名	CATV契約者数 世帯比
北海道	17.1%	滋賀県	28.6%
青森県	12.2%	京都府	25.6%
岩手県	15.6%	大阪府	80.7%
宮城県	22.4%	兵庫県	63.6%
秋田県	13.1%	奈良県	26.7%
山形県	15.5%	和歌山県	28.4%
福島県	1.2%	鳥取県	57.4%
茨城県	21.4%	島根県	47.3%
栃木県	20.3%	岡山県	32.6%
群馬県	10.0%	広島県	28.0%
埼玉県	53.6%	山口県	55.3%
千葉県	57.3%	徳島県	70.4%
東京都	72.0%	香川県	29.3%
神奈川県	64.5%	愛媛県	29.6%
新潟県	17.2%	高知県	22.7%
富山県	61.5%	福岡県	42.7%
石川県	42.5%	佐賀県	46.7%
福井県	68.7%	長崎県	33.3%
山梨県	83.7%	熊本県	19.6%
長野県	55.9%	大分県	56.0%
岐阜県	33.5%	宮崎県	37.4%
静岡県	27.5%	鹿児島県	6.5%
愛知県	53.7%	沖縄県	20.4%
三重県	72.1%	全国	46.7%



※H22.3末現在。普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

電気通信役務利用放送事業者(有線)の登録状況(平成22年4月末現在)



- 電気通信役務利用放送法は、平成14年1月から施行。24事業者が、有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者として登録。
- 従来のケーブルテレビの方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用している事業者(20事業者)の他、IPマルチキャスト方式により、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用して、全国規模で事業を展開する事業者(5事業者)が存在。

会 社 名	登録日	方式(注1)	業務区域	参入(注2)
東京ベイネットワーク株式会社	H14.9.20	従来方式	東京都江東区等	
株式会社テレビ津山	H15.9.1	従来方式	岡山県津山市等	
株式会社メディアリンク	H15.10.29	従来方式	山口県周南市等	
株式会社ケイ・キャット	H15.11.18	従来方式	近畿地方一帯	
株式会社愛媛CATV	H15.12.26	従来方式	愛媛県松山市等	
株式会社オプティキャスト	H16.2.25	従来方式	東京都23区、大阪府大阪市等	※
株式会社ケーブルテレビジョン東京	H16.3.24	従来方式	東京都港区等	
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	H17.5.31	従来方式	大阪府大阪市、兵庫県尼崎市等	
東京ケーブルネットワーク株式会社	H17.6.15	従来方式	東京都文京区等	
株式会社STNet	H17.8.5	従来方式	徳島県徳島市等	※
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	H17.9.26	従来方式	奈良県奈良市、京都府宇治市等	
豊島ケーブルネットワーク株式会社	H18.10.24	従来方式	東京都豊島区全域及び板橋区の一部	
鹿児島光テレビ株式会社	H19.4.24	従来方式	鹿児島県鹿児島市の一部	※
株式会社ジェイコム東京	H20.1.31	従来方式	東京都練馬区等	
株式会社ジェイコム福岡	H21.3.2	従来方式	福岡県福岡市等	
株式会社ケーブルテレビ山形	H21.8.24	従来方式	山形県山形市等	
ニューデジタルケーブル株式会社	H21.11.19	従来方式	宮城県大崎市の一部等	
株式会社ひろしまケーブルテレビ	H21.12.21	従来方式	広島県広島市等	
中部テレコミュニケーション株式会社	H22.4.28	従来方式	愛知県名古屋市、岐阜県岐阜市及び三重県津市等	※
ビー・ビー・ケーブル株式会社	H14.7.24	IPマルチキャスト方式	全国	※
KDDI株式会社(注4)	H15.10.3	IPマルチキャスト方式・従来方式	全国	※
株式会社アイキャスト	H17.5.26	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社クーレポ	H20.2.29	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社USEN(注3)	H.20.9.11	IPマルチキャスト方式	全国	※

注1:従来方式(RF方式):電波による放送と同様にRF(Radio Frequency)信号を伝送する方式。

IPマルチキャスト方式:放送をIPパケットでマルチキャスト(単一の送信で複数の相手に届ける仕組み)により伝送する方式。

注2:※は、新規参入事業者を指すもの。それ以外は、有線テレビジョン放送事業者からの移行事業者を指すもの。

注3:H14.9.27に衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者として登録済み。

注4:一部の地域に従来方式で提供。

有線テレビジョン放送施設※の新規設置許可状況について



(平成22年1月1日～平成22年3月31日)

■新規許可施設

	施 設 名	都道府 県 名	許 可 年 月 日	引 込 端子数	総チャンネル数	備 考
1	オガサワラムラ 小笠原村	東京都	H22. 1. 31	1,077端子	20チャンネル	
2	オシノ (株) 忍野シーエーティーバイ	山梨県	H22. 2. 15	2,136端子	12チャンネル	
3	キュウシュウツウシン 九州通信ネットワーク(株)	福岡県	H22. 3. 01	7,900端子	91チャンネル	
4	ハギ 萩ケーブルネットワーク (株)	島根県	H22. 3. 26	34,020端子	54チャンネル	前回の諮問案件
5	アナンシ 阿南市	徳島県	H22. 3. 31	8,388端子	64チャンネル	

※自主放送を行う許可施設事業者



ケーブルテレビによる地上デジタル放送のみの再送信サービスの提供状況

○ 平成21年12月末現在、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を提供している事業者は、295社(54. 8%)。

- ・ 前々回調査 (H21. 6月末時点) では、2 5 8 社 (4 8 . 2 %) 、前回調査 (H21. 9月末時点) では、2 8 6 社 (5 3 . 4 %)
- ・ 前年同月の調査 (H20. 12月末時点) では、2 1 8 社 (4 1 . 0 %)

(() 内は、前回調査時)

料 金	事業者数	割 合
無 料	12 (8)	4. 1% (2. 8%)
1円 ~ 500円	31 (31)	10. 5% (10. 8%)
501円 ~ 1, 000円	138 (136)	46. 8% (47. 6%)
1, 001円 ~ 1, 500円	56 (54)	19. 0% (18. 9%)
1, 501円 ~ 2, 000円	39 (40)	13. 2% (14. 0%)
2, 001円 ~ 2, 500円	17 (16)	5. 8% (5. 6%)
2, 501円 ~	2 (1)	0. 7% (0. 3%)
合 計	295 (286)	100% (100%)

※1 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者のうち自主放送を行う538事業者を対象として行ったもの。
 ※2 「料金」は、STBのレンタル料金を含まない月額料金(税抜き)。
 ※3 各項目の割合は四捨五入して表記している。



(参考)地上デジタル放送のみ再送信サービスの導入の促進に関する総務省の取組等

「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向けた有線テレビジョン放送事業者等への再要請(平成22年3月9日付け)関連部分要点抜粋

[要請の内容]

地上デジタル放送への完全移行を来年7月に控え、その一層の推進の観点から、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向け、別表(※提供状況)に掲げる導入状況も参考としつつ、より視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討すること。また、同サービスを導入する際、料金に関し契約約款を定め、総務大臣に事前届出を行うとともに、報道発表、契約約款の掲示、ホームページにおける表示又は請求書等へのパンフレットの同封等の方法により、広く同サービスに関する視聴者への情報提供に積極的に取り組むこと。

デジタル放送推進のための行動計画(第10次)(平成21年12月1日)(抄)

第二部 各主体が取り組むべき事項 — IV ケーブルテレビ事業者 — 4. 地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入の推進

各種サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものであるが、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスは地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に資するものであるため、ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する。

ケーブルテレビ事業者においては、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスについて、引き続き具体的なサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討し、視聴者に対して可能な限り早期に提供できるよう取り組む。

情報通信審議会第6次中間答申(平成21年5月25日)(抄)

「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の提供の是非や提供条件等については、各ケーブルテレビ事業者が経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものではあるが、同サービスは視聴者からの要望が多く、地上デジタル放送への円滑な移行に資するものであるため、引き続き、各事業者において、その早期導入に向け、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討するとともに、導入の際、国民に広く同サービスに関する情報提供を行うことが適当である。

また、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」に関する周知広報については、総務省において、引き続き提供状況を定期的に調査・公表することに加え、地上デジタル放送に関して作成・配付している各種パンフレット・チラシ等を活用した情報提供を行うことが適当である。

ケーブルテレビにおけるデジアナ変換の暫定的導入について



ケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタルテレビ放送をアナログ方式に変換して再送信する「デジアナ変換」は、デジタル化対応の検討が進まない共聴施設のデジタル化に関する住民等の合意形成を加速化させるとともに、

- ・ 使用可能なアナログ受信機を地上アナログ放送終了後も継続して使用したいという視聴者要望への対応
- ・ 2台目、3台目を含むアナログ受信機の買い換えに要する視聴者負担の平準化
- ・ アナログ受信機の廃棄・リサイクルの平準化

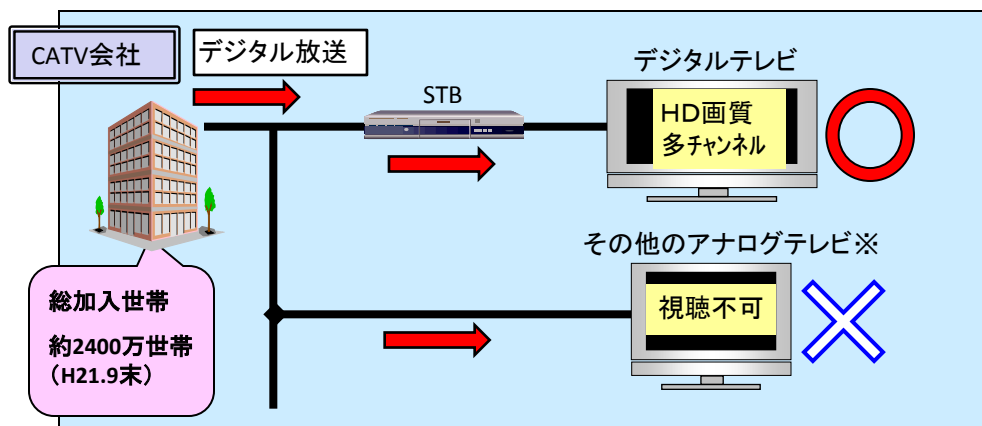
等に寄与することが期待。

このため、平成27年3月末までの暫定的措置としてデジアナ変換の導入を促進することとし、本年2月19日、国がケーブルテレビ事業者に対し導入を要請。

一方、ケーブルテレビ事業者にとって、①ケーブルテレビの帯域を大幅に占有するため、多チャンネル化やハイビジョン化への障害となること、②導入費用の回収が困難であること等から、平成22年度に、共聴施設の巻き取りを行う場合のデジアナ変換の導入を支援する措置を導入したところ。【平成22年度予算額 18.8億円】

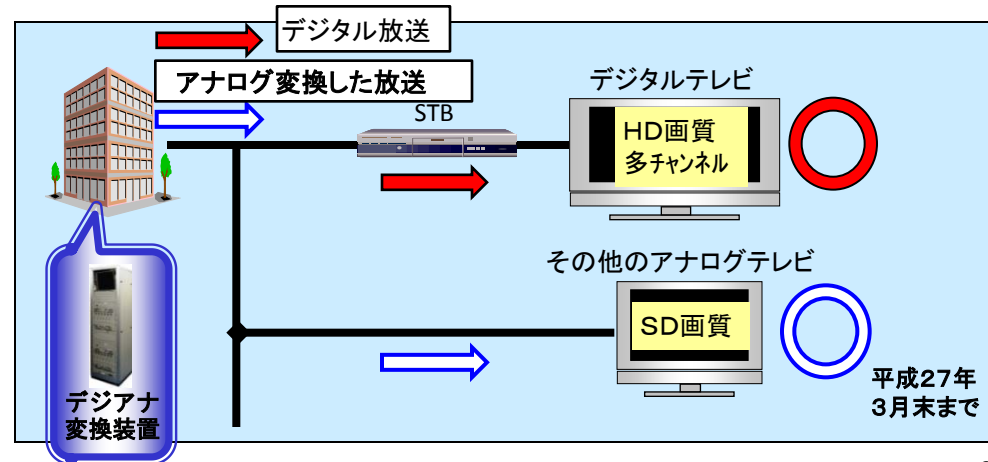
地上アナログ放送停波後

ケーブルを経由して各加入者にデジタル放送のみが再送信されるため、STBを接続したテレビ以外のアナログテレビは視聴不可



デジアナ変換の暫定的導入

暫定的措置としてケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送をアナログ放送に変換して再送信することにより、アナログテレビでも一定期間視聴可能



有線テレビジョン放送事業者の検討状況等について

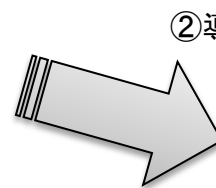
本年2月19日、許可施設を設置し自主放送を行う有線テレビジョン放送事業者（従来方式の役務放送事業者を含む）（538社（加入世帯数2,427万世帯））に対し、デジアナ変換の導入を文書で要請した際、併せて、導入計画、支援制度（平成22年度予算）の活用等の意向についてアンケートを実施。
概要は、以下のとおり。〔回答状況：484社（90.0%）〕

平成22年4月28日現在集計状況

1 デジアナ変換導入の方針

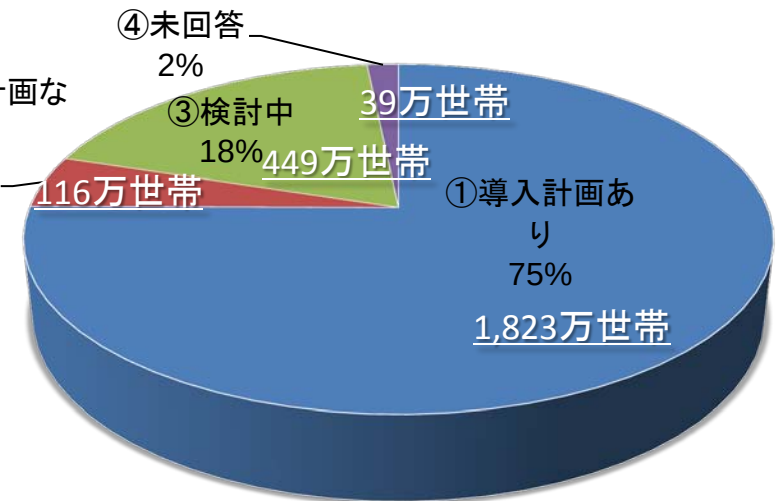
（1）デジアナ導入計画（回答社484社の内訳）

導入計画	事業者数
①導入計画あり	221社(45.7%)
②導入計画なし	99社(20.5%)
③検討中	164社(33.9%)
合 計	484社



②導入計画なし
5%

導入計画（加入世帯ベース）



（538社、加入世帯数2,427万世帯）

（2）（「①導入計画あり」の事業者の）補助制度の活用意向

補 助	事業者数
ア 活用予定	153社
イ 活用しない	31社
ウ 検討中	37社

（「イ 活用しない」「ウ 検討中」のうち）今後巻き取る施設が見つければ制度を活用したい・・・37社

2 「② 導入計画なし」の事業者の代替措置の検討状況

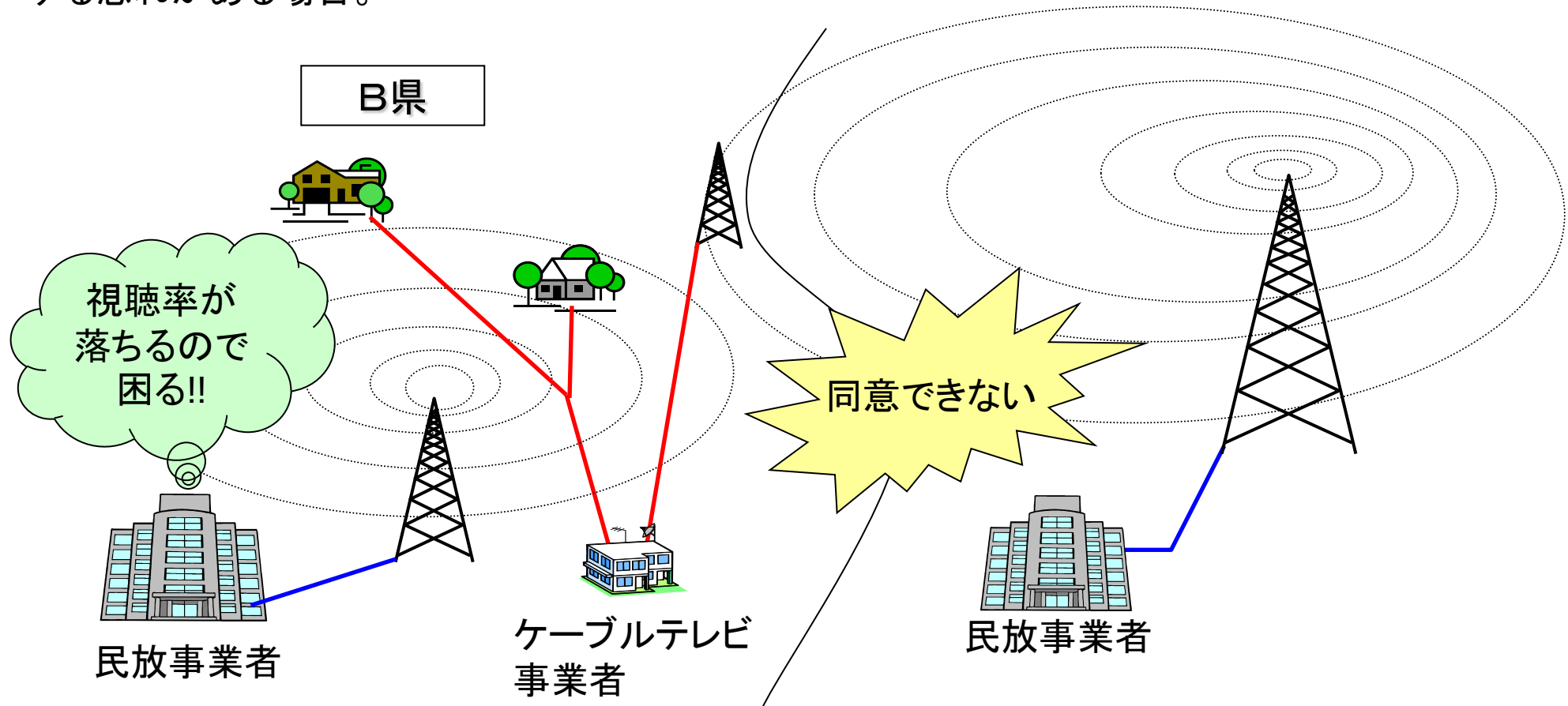
代替措置	事業者数
簡易チューナーを提供	18社
STBを提供	19社
その他	47社

その他は、「地デジ対応の周知広報推進」、「対策未定」など

区域外再送信で問題となっている主な事例

<地元局の事情による再送信不同意>

A県の民放事業者がB県での再送信に「同意」を出した場合、B県の同系列の民放事業者の「視聴率」が低下する恐れがある場合。



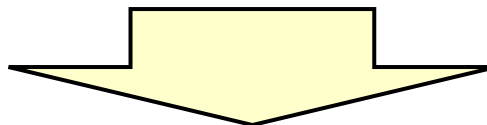


デジタル放送 再送信状況(概要)

- 平成20年4月に再送信ガイドライン策定後、年2回のペースで区域外再送信の状況を調査。
- ガイドラインに基づく協議の促進等により、デジタル放送の区域外再送信問題は着実に進展。

<平成20年7月末時点>

項 目	件 数
再送信総件数	323件
現在再送信を行っておらず、今後同意を求める再送信	613件



<平成22年1月末時点>

項 目	件 数
再送信総件数	531件
現在再送信を行っておらず、今後同意を求める再送信	361件

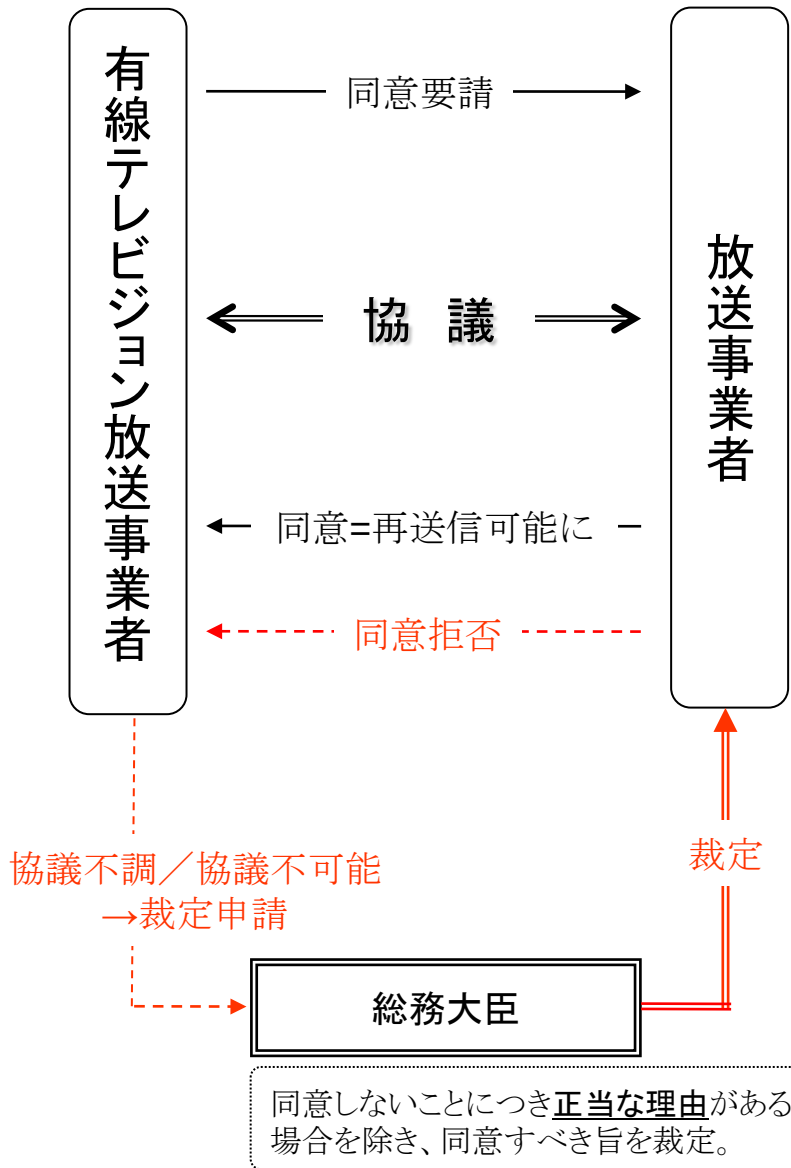


過去の裁定の概要

	裁定に関する申請者・対象者		経緯
	申請者 (有線テレビジョン放送事業者)	対象者 (放送事業者)	
①	島根県のCATV1社	兵庫県の民放1社 (アナログ)	昭和62年 6月 3日: 中国電気通信監理局に裁定の申請 7月20日: 電気通信審議会有線放送部会に諮問、答申 7月21日: 郵政大臣の裁定
②	高知県のCATV1社	岡山県・香川県の民放1社 (アナログ)	平成 5年 2月23日: 四国電気通信監理局に裁定の申請 6月10日: 電気通信審議会有線放送部会に諮問、答申 6月10日: 郵政大臣の裁定
③	大分県のCATV4社	福岡県の民放4社 (デジタル)	平成19年 3月23日: 九州総合通信局に裁定の申請 5月24日: 情報通信審議会有線放送部会に諮問 8月 9日: 同部会での4回にわたる審議を経て答申 8月17日: 総務大臣の裁定
④	鳥取県、島根県及び 広島県のCATV9社	岡山県・香川県の民放1社 (アナログ)	平成19年 5月30日: 中国総合通信局に裁定の申請 8月31日: 情報通信審議会有線放送部会に諮問 平成20年 1月28日: 同部会での4回にわたる審議を経て答申 2月 8日: 総務大臣の裁定
	山口県のCATV2社	広島県の民放4社 (アナログ)	
⑤	長野県のCATV2社	在京キー局5社 (デジタル)	平成19年 6月13日: 信越総合通信局に裁定の申請 平成20年 1月28日: 情報通信審議会有線放送部会に諮問 3月28日: 同部会で関係者から意見聴取 4月 8日: 信越総合通信局に申請取下げ 4月10日: 諮問取下げ 6月24日: 同意を得て、再送信開始



再送信同意に関する規定



○有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)

第13条 (略)

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があったときは、その旨を当該申請に係る放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6～8 (略)

新放送法案における再放送同意を巡る紛争に関するあっせん・仲裁制度の整備



地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争が多様化・複雑化し、また、事案が増加している状況を踏まえ、紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、総務大臣による裁定制度に加えて、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度を整備する。

「電気通信紛争処理委員会」

※「電気通信事業紛争処理委員会」から改称

- ・電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置（平成13年11月30日）。
- ・平成20年4月1日より、無線局の開設等に伴う混信防止等に関するあっせん・仲裁手続を開始。

委員5名（非常勤・任期3年）

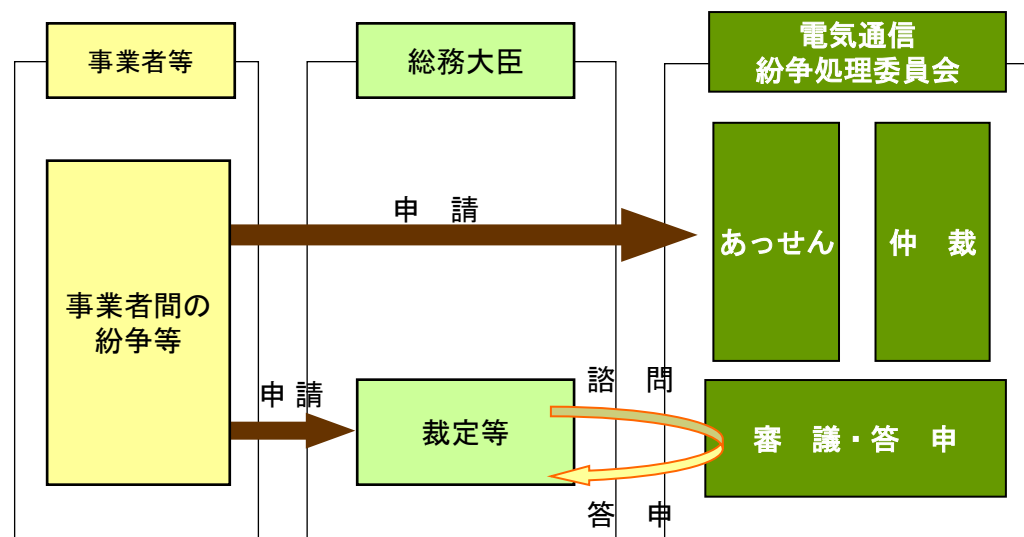
- 両議院の同意を得て総務大臣が任命
- 二人以内は常勤とすることが可

・龍岡 資晃（委員長）
（元福岡高等裁判所長官）
・坂庭 好一（委員長代理）
・尾畑 裕
・富沢 木実
・淵上 玲子

特別委員8名（非常勤・任期2年）

- 総務大臣が任命
- あっせん、仲裁に参画

・小野 武美
・加藤 寧
・白井 宏
・寺澤 幸裕
・樋口 一夫
・森 由美子
・山本 和彦
・若林 亜理砂



<電気通信紛争処理委員会が取り扱う紛争>

- ・電気通信事業者間の接続等に関する紛争 [電気通信事業法]
- ・無線局の開設等に伴う混信防止等に関する紛争 [電波法]
- ・地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争（追加）[放送法]

「再送信同意」に係るガイドラインの概要（協議手続関係）



1 協議の原則

- 放送法・有テレ法の目的を踏まえて協議を行うこと。
- 法令を遵守し、互いに誠意をもって協議を行うこと。

2 協議の手続

(1) 有線テレビジョン放送事業者が新規に再送信同意を求める場合の手続を規定。

- 協議時期(有線テレビジョン放送事業者は6ヶ月前までに書面により申し込むこと(放送事業者等は速やかに協議を行えない特別の理由がある場合はその理由等を書面により明示すること)等)
- 協議に際して説明すべき事項(有線テレビジョン放送事業者は、再送信を行う区域等を説明すること等)

(2) 有線テレビジョン放送事業者が同意の更新を求める場合の手続を規定。

- 有線テレビジョン放送事業者は期限の6ヶ月前までに書面による申込むこと((3)による更新の拒絶の通知があった場合はそれから2週間以内)等

(3) 放送事業者等が同意の更新を拒絶しようとする場合の手続を規定。

- 期限の6ヶ月前までに書面による通知を行うこと等

※ 協議に当たって、地元放送事業者の同意は不要であることを明記。

3 協議手続の終了等

- 協議が調った場合には同意書を交換することを規定。
- 同意が更新されず再送信を停止する場合には既存受信者への周知期間(6ヶ月以上)が確保されること等を規定。

4 経過措置

- 現在明確な同意がない場合は速やかに協議を申し込むべきことを規定。

「再送信同意」に係るガイドラインの概要（「正当な理由」の解釈関係）



- 有テレ法第13条第5項に関し、放送事業者等が「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」の解釈は、原則次のとおりとする。

1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合（従来の「5基準」と同じ）

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再送信される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再送信が期待できない場合

2 放送対象地域以外の地域での再送信である場合には、放送事業者等の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内（受忍限度内）にあるとは言えない場合

- 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
- 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再送信は、再送信の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

（その他）

- 過去適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。
- 地元放送事業者等の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。